

遺族年金の年金額

*年金額等は、令和3年度の金額です。

遺族が子のある配偶者または子の場合は、遺族基礎年金を受け取ることができます。さらに、遺族厚生年金の受給権がある場合は、遺族基礎年金に上乗せして受け取ることができます。子のない配偶者、父母などの場合は、厚生年金保険から遺族厚生年金を受け取ることができます。

遺族基礎年金

●子のある配偶者が受け取るとき

780,900 円 + (子の加算額)

●子が受け取るとき (次の金額を子の数で割った額が、1人あたりの額となります。)

780,900 円 + (2人目以降の子の加算額)

* 1人目および2人目の子の加算額…… 各 224,700 円

3人目以降の子の加算額…………… 各 74,900 円

遺族厚生年金

老齢厚生年金の報酬比例部分の3/4

= (A+B) × 3/4

A : 平成15年3月以前の加入期間

$$\text{平均標準報酬月額} ※1 \times \frac{7.125}{1000} ※3 \times \text{平成15年3月までの加入期間の月数} ※4$$

B : 平成15年4月以降の加入期間

$$\text{平均標準報酬額} ※2 \times \frac{5.481}{1000} ※3 \times \text{平成15年4月以降の加入期間の月数} ※4$$

※1 平均標準報酬月額…平成15年3月以前の標準報酬月額の総額を、平成15年3月以前の加入期間で割って得た額です。

※2 平均標準報酬額……平成15年4月以降の標準報酬月額と、標準賞与額の総額を、平成15年4月以降の加入期間で割って得た額です。

※3 3ページの要件④および⑤による遺族厚生年金の場合、 $\frac{7.125}{1000}$ および $\frac{5.481}{1000}$ の乗率は、死亡した方の生年月日に応じて $\frac{9.5}{1000} \sim \frac{7.125}{1000}$ 、および $\frac{7.308}{1000} \sim \frac{5.481}{1000}$ となります。

※4 3ページの要件①、②および③による遺族厚生年金の場合、**厚生年金の被保険者期間が300月(25年)未満の場合は、300月とみなして計算します。**

(注) 共済組合加入期間を有する方の報酬比例部分の年金額については、各共済加入期間にかかる平均報酬(月)額と加入期間の月数に応じた額と、それ以外の加入期間にかかる平均報酬(月)額と加入期間の月数に応じた額を、それぞれ計算します。

65歳以上で老齢厚生（退職共済）年金を受ける権利がある方が、配偶者の死亡による遺族厚生年金を受け取るとき

次の①と②の額を比較し、高いほうが遺族厚生年金の額となります。

- ① 5ページの計算方法による額
- ② 「5ページの計算方法による額の2/3」と「ご本人の老齢厚生（退職共済）年金（子の加給年金額を除く）の額の1/2」を合計した額

【例】5ページの計算方法による額が60万円、ご本人の老齢厚生年金の額が50万円とすると

- ①…60万円
- ②… $(60万円 \times 2/3) + (50万円 \times 1/2) = 40万円 + 25万円 = 65万円$
 - ①<②のため、このケースでは②の額が遺族厚生年金となります。

ただし、平成19年4月1日前に遺族厚生年金を受ける権利があり、かつ、平成19年4月1日時点ですでに65歳以上の方(昭和17年4月1日以前生まれの方)は、①の額が遺族厚生年金の額となります。

中高齢の寡婦加算額

次のいずれかに該当する妻が受け取る遺族厚生年金には、40歳から65歳になるまでの間、585,700 円が加算されます。

- 夫が死亡したときに妻が40歳以上65歳未満で、生計を同じくする子がない場合。
- 遺族厚生年金と遺族基礎年金を受け取っていた「子のある妻」(40歳に達した当時、子がいるため遺族基礎年金を受けていた妻に限る)が、子が18歳になった年度の3月31日に達した(障害の状態にある場合は20歳に達した)ため、遺族基礎年金を受け取ることができなくなった場合。

【ご注意ください】

- 3ページの要件④、⑤による遺族厚生年金の場合は、死亡した夫の厚生年金保険の加入期間が20年(中高齢の期間短縮の特例などにより20年未満の加入期間で受給資格期間を満たした方は、その期間)以上なければ、中高齢の寡婦加算額は加算されません。
- 妻が遺族基礎年金を受け取ることができるときは、中高齢の寡婦加算額は支給停止されます。
- 中高齢の寡婦加算額を受け取っている昭和31年4月1日以前生まれの方が65歳になると、中高齢の寡婦加算額が経過的な加算額(生年月日に応じて減額)にかわります。

《児童扶養手当を受給中の方およびその配偶者の方へ》

児童扶養手当の受給者の方やその配偶者が、公的年金制度から年金を受けるようになったり、年金額が改定された場合は、市区町村から支給されている児童扶養手当が支給停止または一部支給停止される可能性があります。

詳しくは、お住まいの市区町村の児童扶養手当担当窓口にお問い合わせください。